

令和 2 年度活動方針

令和元年 8 月 20 日

発達障害者支援センター「きらり」

平成 28 年改正発達障害支援法 3 つのポイント

- 1) ライフステージを通じた切れ間のない支援
- 2) 家族なども含めた、きめ細かな支援
- 3) 地域の身近な場所で受けられる支援

そのために発達障害者支援センターの役割として、地域の支援者の人材育成と、巡回相談機能を活かして地域の支援機関で発達障害支援が行われるように支援を拡げていきたいと思えます。

令和 2 年度の活動方針は

【Ⅰ】

令和元年に引き続き、本事業の 1) 相談支援 2) 発達支援 3) 成人／就労支援 4) 広報／啓発／研修に努めます。

【Ⅱ】

発達障害者家族支援・支援体制サポート強化事業で、地域サポーター養成研修や巡回相談（ケース検討会や園内・校内研修会）を引き続き強化します。早期発達支援・家族支援が身近な所で実施できるように支援していきます。市内 30 か所の児童発達支援事業所・約 100 の放課後等デイサービスのスタッフへの研修会や交流会を行います。また保健福祉センターや子育て支援センターや幼児言語教室や園などでの相談が出来るように、専門研修会を充実・強化していきます。

【Ⅲ】

ペアレントメンター養成研修会を継続し、メンター活用事業を発展させていきます。ストレスマネジメント講座やペアレント・プログラムでは、家族支援と同時に、地域支援者の養成研修を行って地域支援者を拡大していきます。

【Ⅳ】

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会では、発達障害の早期発見・支援から療育への繋ぎ、園での支援、学童期支援、大学生の支援、就労支援とライフステージの切れ間のない支援が繋がるように年 3 回研修会をシリーズで継続して開催していきます。

【Ⅴ】

すくすくファイルの普及及び個別支援計画・サポートプラン作成の普及に努めます。

広報と研修会を引き続き行います。

【Ⅵ】

ホームページの改訂

ライフステージ毎の支援リーフレットの掲載／発達障害支援関係等の情報サイトへのリンクなどを追加していきます。

【VI】

《ライフステージ毎の支援》

- ① 早期発見から療育への繋ぎの支援
「あそびのひろば」「ばすてるひろば」への協力、子育て支援センター等での親子教室への支援
- ② 園での支援：訪問支援、研修会の充実、公立こども園のコディネーター養成研修、サポート強化事業
- ③ 児童発達支援センター・児童発達支援事業所等療育機関との機関連携／交流会／研修会
- ④ 学童期支援：訪問支援、サポート強化事業、特別支援教育センターとの連携
- ⑤ 高校生・大学生支援：訪問支援、研修会の案内（自己理解・就労準備・コミュニケーション支援・スケジュール管理・感情コントロール・ライフスキル支援等）
- ⑥ 成人・就労支援：ハローワーク／障害者職業センター／障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所と連携

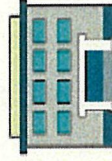
以上を、すくすくファイルでの情報の共有と研修会を通しての交流と人材育成とケース検討会を充実させていきます。

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(平成26年度～)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援促進事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- アセスメントツールの導入促進
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- ペアレントメンター(コーディネート)



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

地域支援機能の強化へ

市町村

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ① アセスメントツールの導入
- ② 個別支援ファイルの活用・普及



体制整備支援

事業所等

困難事例の対応能力の向上

(求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



困難ケース支援

医療機関

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ① 専門的な診断評価
- ② 行動障害等の入院治療



医療機関との連携